

広島県告示第九百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、昭和四十七年十一月二十日に定めた竹原広域行政組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成二十一年十月一日から廃止した。

平成二十一年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山